

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 福島県議会臨時会を招集する件 六五
 - 公印を改刻しその使用を開始する件 六五
 - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 六五
 - 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 六五
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 六五
 - 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 六五
 - 漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件 六五
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 六五
 - 公金の収納事務を委託した件四件 六五
 - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 六五
- 公 告**
- 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十条第一項の規定により特定小売商業施設の変更の届出があった件 六五
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 六五

告 示

福島県告示第七百八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百一条第一項の規定により、福島県議会臨時会を令和二年十一月三十日福島市に招集する。

付議すべき事件は、次のとおりである。

令和二年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 二 職員給与に関する条例の一部を改正する条例
- 三 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 四 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 五 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 六 専決処分報告及びその承認について

（総務課）

福島県告示第七百八十二号

公印を次のように改刻し、令和二年十一月二十四日その使用を開始する。

令和二年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

職印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
23	福島県現金出納員印（福島県立博物館用）		福島県立博物館の福島県現金出納員

（文書法務課）

福島県告示第七百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指定年月日
国分内科クリニック	須賀川市中宿四四五	令和二年十月一日

福島県告示第七百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
令和二年十一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

（社会福祉課）

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
あぶくま訪問看護ステーション	伊達市広前六一	伊達市保原町上保原字大地内三九一四

（社会福祉課）

福島県告示第七百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
令和二年十一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
国分内科クリニック	須賀川市塚田二二五	令和二年九月三〇日

（社会福祉課）

福島県告示第七百八十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和二年十一月十八日救急病院として認定した。

令和二年十一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

名称

所在地

認定有効期限

済生会川俣病院 伊達郡川俣町大字鶴沢字川端 令和五年十一月十七日

二番地四

（地域医療課）

福島県告示第七百八十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。
令和二年十一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

相馬市尾浜字高塚二百十二番地の八

同 市新沼字刈敷田二十番地二十三

同 市磯部字四方柴七百四十六番地

2 加入区名称

相馬加入区

3 漁船損害等補償法第十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

相馬双葉漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年十一月二十四日から同年十二月八日まで

2 縦覧の場所

相馬市尾浜字追川百九十六番地 相馬双葉漁業協同組合

（水産課）

福島県告示第七百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白河市東土地改良区から令和二年十一月五日付けで申請のあった定款の変更について、同月十六日認可した。
令和二年十一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

（農村計画課）

福島県告示第七百八十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
 公金の収納の事務を次のとおり委託した。
 令和二年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 1 福島県営住宅家賃等（県北地区）の収納事務
 - 2 福島県営住宅家賃等（いわき地区）の収納事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人循環型社会推進センター
 - 2 所在地 福島市五月町四番二十五号
- 三 収納の事務を委託する期間
 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

（建築住宅課）

福島県告示第七百九十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
 公金の収納の事務を次のとおり委託した。
 令和二年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 福島県営住宅家賃等（県中・県南地区）の収納事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 太平ビルサービス株式会社郡山支店
 - 2 所在地 郡山市虎丸町二十一番十号
- 三 収納の事務を委託する期間
 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

（建築住宅課）

福島県告示第七百九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
 公金の収納の事務を次のとおり委託した。
 令和二年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 福島県営住宅家賃等（会津地区）の収納事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 浅沼産業株式会社
 - 2 所在地 会津若松市山鹿町六番六十二号
- 三 収納の事務を委託する期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

（建築住宅課）

福島県告示第七百九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
 公金の収納の事務を次のとおり委託した。
 令和二年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 福島県営住宅家賃等（相双地区）の収納事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 庄司建設工業株式会社
 - 2 所在地 南相馬市原町区青葉町一丁目一番地
- 三 収納の事務を委託する期間
 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

（建築住宅課）

福島県告示第七百九十三号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年十一月十七日次のとおり指定した。
 令和二年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- | | | | |
|--------|----------|-------------|----------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 指定の有効期間 | 売りさばき所の名称及び所在地 |
| 株式会社フオ | 福島市曾根田町一 | 令和二年二月一日から | スタジオアップル |
| トイズジャパ | 番一八号 | 令和七年九月三〇日まで | 福島市曾根田町一番一八号 |
| | | | ダイユーエイトMAX福島2F |
- （出納総務課）

公 告

公告第二百五十六号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第二百十号）第十
 条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設の届出について次のとおり変更の届出
 があった。なお、当該届出を令和二年十一月二十四日から令和三年二月二十四日まで福
 島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域
 づくり・商工労働課、二本松市産業部商工課、福島市総務部総務課市民情報室、郡山市

産業観光部産業政策課、田村市産業部商工課、本宮市産業部商工観光課、川俣町産業課、
 商工交流係、大玉村産業建設部産業課商工観光係、猪苗代町商工観光課、三春町産業課、
 浪江町産業振興課及び葛尾村地域振興課地域づくり推進係に備え置いて縦覧に供する。
 令和二年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 特定小売商業施設の名称及び所在地
- 1 名称 メガステージ二本松
- 2 所在地 二本松市冠木三九番ほか
- 二 変更した事項
- 特定小売商業施設の新設の予定日
 (変更前) 令和二年十一月十日
 (変更後) 令和二年十二月十一日
- 三 届出年月日
 令和二年十一月九日

(商業まちづくり課)

公告第二百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次の
 とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和二年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	住所
西郷村土地改良区	西白河郡西郷村大字熊倉字内山六〇番地八
理事 高橋 廣志	同 同
退任した役員 氏名	同 同
同 圓谷 光良	同 同
同 鈴木 武利	同 同
同 真船 仁志	同 同
同 金田 裕二	同 同
同 高久 豊	同 同
同 白岩 春市	同 同
同 緑川 勇	同 同
同 鈴木 進	同 同
同 村井 良次	同 同
同 石井 勝夫	同 同
同 宮川 長太郎	同 同
同 須藤 好道	同 同
同 小針 章	同 同

同 星 光幸 同 郡同 村大字小田倉字上野原一七〇番地

土地改良区の名称	住所
南会津町土地改良区	西白河郡西郷村大字熊倉字内山六〇番地八
理事 星 功	同 同
退任した役員 氏名	同 同
同 湯田 重利	同 同
同 星 彰二	同 同
同 湯田 孝義	同 同
同 湯田 浩仁	同 同
同 湯田 正治	同 同
同 湯田 博美	同 同
同 湯田 清記	同 同
同 五十嵐 小一郎	同 同

(農村計画課)

公告第二百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次の
 とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和二年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	住所
南会津町土地改良区	南会津郡南会津町田部字上山根一一番地
理事 星 功	同 同
退任した役員 氏名	同 同
同 湯田 重利	同 同
同 星 彰二	同 同
同 湯田 孝義	同 同
同 湯田 浩仁	同 同
同 湯田 正治	同 同
同 湯田 博美	同 同
同 湯田 清記	同 同
同 五十嵐 小一郎	同 同

